



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年10月24日金曜日 第2617号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示..... (健康増進課) ... 915
 指定自立支援医療機関の名称の変更..... (障害福祉課) ... 915
 保安林予定森林..... (森林整備課) ... 915
 公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 915
 土地改良区役員の就退任の届出 (3件)..... (東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課) ... 916
 道路の区域変更 (県道下鍵山松野線)..... (南予地方局管理課) ... 916
 道路の供用開始 (")..... (") ... 917
 道路の区域変更 (県道宇和島城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 917

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告 (2件)..... (男女参画・県民協働課) ... 917

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1183号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
抗インフルエンザウイルス薬 20プリスター包装品 45,400箱	愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年10月9日	グラクソ・スミスクライン株式会社 代表取締役社長 フィリップ・フォシエ 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目6番15号	114,734,880円	契約の相手方のみ調達できる物品であるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号の規定を適用し随意契約とした。

○愛媛県告示第1184号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成26年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ひまわり薬局	西予ひまわり薬局	平成26年10月1日

○愛媛県告示第1185号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所
松山市善応寺乙79の1、乙79の2
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1186号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月24日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 平成26年10月24日から
12月1日まで
- 3 作業地域 宇和島市全域

○愛媛県告示第1187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市橋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年10月24日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高橋 敏 夫	西条市西泉乙369番地 3
"	戸田 康 美	西条市野々市141番地
"	難波江 好美	西条市榑木144番地 4
"	西坂 道輝	西条市西田甲530番地
"	高橋 謙 侍	西条市西泉乙381番地
"	横井 隆 志	西条市榑木160番地
"	伊藤 孝 明	西条市坂元甲414番地第2
"	佐伯 一 男	西条市坂元甲347番地
"	楠 学	西条市坂元甲39番地
"	石川 薫 明	西条市洲之内甲444番地
"	松本省 三	西条市中野甲492番地
"	瀬尾 宗 孝	西条市禎瑞641番地
監 事	村上 和 孝	西条市野々市59番地
"	伊東 章	西条市禎瑞618番地
"	真木 和 親	西条市西泉乙151番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高橋 敏 夫	西条市西泉乙369番地 3
"	戸田 康 美	西条市野々市141番地
"	難波江 好美	西条市榑木144番地 4
"	西坂 道輝	西条市西田甲530番地
"	高橋 謙 侍	西条市西泉乙381番地 4
"	横井 隆 志	西条市榑木160番地
"	佐伯 時 哉	西条市坂元甲394番地 1
"	佐伯 美由喜	西条市坂元甲347番地
"	楠 学	西条市坂元甲39番地
"	石川 薫 明	西条市洲之内甲444番地
"	松本省 三	西条市中野甲492番地

○愛媛県告示第1190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

"	瀬尾 宗 孝	西条市禎瑞641番地
監 事	村上 和 孝	西条市野々市59番地
"	伊東 章	西条市禎瑞618番地
"	横井 清 光	西条市西泉乙147番地

○愛媛県告示第1188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）法第18条第16項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年10月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 家 実	松山市保免中二丁目11番25号

○愛媛県告示第1189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市泊土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年10月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小池 真 悟	松山市泊町971番地
"	門屋 明 人	松山市泊町758番地
"	小池 洋 司	松山市泊町822番地
"	松本 峰 夫	松山市泊町104番地
"	石丸 國 雄	松山市泊町497番地
監 事	中村 善 文	松山市泊町577番地
"	小池 俊 就	松山市泊町979番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松本 峰 夫	松山市泊町104番地
"	小池 洋 司	松山市泊町822番地
"	萩野 耕 司	松山市泊町552番地
"	門屋 明 人	松山市泊町758番地
"	小池 真 悟	松山市泊町971番地
監 事	山田 陽	松山市泊町574番地
"	中村 善 文	松山市泊町577番地

平成26年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡鬼北町大字広見1694番2から 同大字20番1地先まで	旧	メートル 4.0～9.4	キロメートル 0.186	
			新	4.0～14.2	0.186	

○愛媛県告示第1191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡鬼北町大字広見1694番2から 同大字20番1地先まで	平成26年10月24日

○愛媛県告示第1192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都23番2から 同町緑丙856番1まで	旧	メートル 4.8～28.0	キロメートル 0.300	
			新	9.1～28.0	0.298	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年10月6日	特定非営利活動法人 Community Life	松 本 光 司	松山市雄郡二丁目8番25号ビッグ ロップ雄郡201号	この法人は、国内外を問わず援助を必要としている人たちに対して、生活援助・家族支援等に関する事業を行い、彼らの生活の質向上に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年10月14日	特定非営利活動法人 たぬき広場	杉原 勇 記	松山市余戸東2丁目12番24号余戸 ハイツ103号	この法人は、障害者及び高齢者、貧困者、病弱者、子ども、などの社会的弱者に対して、地域で自立した生活を営み、生きる喜びを持つために必要な事業を行い、一息つける居場所、語り合い交流の場、だれでも利用できる場を設けることで、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。